

## 「受取証(書)」の発行について

- 当金庫職員が、お客さまから現金、通帳、証書、払戻請求書等をお預かりする際は、必ず当金庫所定の「受取証(書)」を発行しております。(※1)

(※1)「受取証(書)」を発行しない例外的な取引例

入金帳・振込帳によるお取引、定期積金への掛込取引。但し領収印を押印させていただきます。

- 「受取証(書)」をお渡ししないで、現金・通帳等をお預かりすることはありません。
- お預かりする際に、「受取証(書)」以外のもの(名刺やメモ等)をお渡しすることはありません。
- 所定の手続きが終了するまで、「受取証(書)」は大切に保管してください。
- 通帳等の返却後は「受取証(書)」は無効となります。
- ご不明な点がございましたら、当金庫「お客様相談室」までお問い合わせください。

お問い合わせ

お客様相談室

**06-6412-5576**

受付時間 9:00～17:30

(土・日・祝日・金融機関休業日は除く)